

しゅっしょうとどけ

出生届 のこと

しゅっしょうとどけ

○ 出生届

こども う とき しゅっしょうとどけ やくしょ し にほん こくない こども う
 子供が 生まれた 時に、市区町村の 役所に 知らせます。日本の 国内で 子供を 生んだ

しゅっしょうとどけ だ
 ときは、出生届を 出して ください。

しゅっしょうとどけ ほかに てつづ う こども とくべつえいじゅうきょかしんせい
 出生届 の 他にも、手続きが あります。生まれた 子供の 特別永住許可申請 をして、

ざいりゅうしかく しょうい しゅっしょうとどけ
 在留資格 を とります。これらの 書類も、出生届 と 一緒に だして ください。

こども う とき こくせき くに とど
 こどもが 生まれた 時は、国籍が ある 国にも 届けて ください。

てつづ ほうほう たいしかん りょうじかん き
 手続きの 方法は、大使館か 領事館で 聞いて ください。

とくべつえいじゅうきょかしんせい しみんか と あ
 ※ 特別永住許可申請 に ついては、市民課 まで お問い合わせ ください。

ざいりゅうしかく あたら ざいりゅう かんりせいど み
 ※ 在留資格 に ついては、5「新しい 在留 管理制度」を 見て ください。

とど とき しゅっしょう ひ い にち いない
 (1) 届ける 時：出生の 日を入れて 14日 以内

とど ひと ちちおや ははおや
 (2) 届けをする 人：父親 か 母親

とど ところ う ところ じゅうしょ ところ ほんせき しゅっしょうとどけ
 (3) 届ける 所：生まれた 所か、住所が ある 所、または 本籍の ある 市区町村

やくしょ はいぐうしゃ にほんじん ばあい
 の 役所 (配偶者が 日本人である 場合)

にしのみやし てつづ ところ
 西宮市で 手続きを する 所：

にしのみやしやくしょ しみんか こせきたんとう
 西宮市役所 市民課 戸籍担当 0798-35-3128

にしのみやしやくしょ しみんか じゅうしょきろくたんとう
 西宮市役所 市民課 住所記録担当 0798-35-3104

かくしよ さーびすせんたー ど にち しゆく うけつけ
各支所、サービスセンター (土・日・祝は受付していません)

あくたにしのみやすてーしょん じゅうみんきろく ど にち しゆく うけつけ
アクタ西宮ステーション (住民記録については土・日・祝は受付していません)

ひつよう しよるい
(4) 必要な書類など

しゅっしょうとどけしよ びょういん しゅっしょうしょうめいしよ おな か かた
① 出生届書：病院などで もらいます。出生証明書と同じ書き方です。

しゅっしょうしょうめいしよ こども う とき いしゃ じょさんし しょうめい う
② 出生証明書：子供を 生んだ 時、医者か 助産師の 証明を 受けた もの

ぼしけんこうてちよう にんしん とき す しくちょうそん やくしよ にんしんとどけ
③母子健康手帳：妊娠が わかった 時に、住んで いる 市区町村 の 役所に 妊娠届
を出します。その 時 この 手帳を 受け取ります。)

ちち はは こくせき しょうめい しよるい ぼすぼーと がいこくじん ふうふ ひつよう
④父と母の国籍を 証明する 書類：パスポートなど。外国人の 夫婦は 必要です。

けっこん かくにん しよるい がいこくじん ふうふ ひつよう
⑤結婚を 確認する 書類：外国人の 夫婦は 必要です。

こくみんけんこうほけんしょう こくみんけんこうほけん はい ひと ひつよう
⑥国民健康保険証：国民健康保険に 入っている人は 必要です。

しくちょうそん もう こ ところ もう こ ほうほう さーびす しよるい なまえ
※ 市区町村 に よって、申し込む 所、申し込む 方法、サービスの 種類、名前が

ちが
違うことが あります。

くわ にほんご ひと いっしょ き
詳しいことは、日本語が わかる人と 一緒に 聞いて ください。